

# 香川県報



第 97 号

平成 16 年

12月 7 日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

●香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

（県民参画課）

一

### 告 示

有害図書 の 指定

（青少年・男女共同参画課）

●平成十二年香川県告示第五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部改正

（生活衛生課）

二

道路の区域変更及び供用開始

（道路保全課）

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

三

落札者等の公示

（危機管理課）

開発行為に関する工事の完了

（建築課）

四

開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（ ）

教育委員会規則

●香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

五

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

## 規 則

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十八号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則（平成十二年香川県規則第四百十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（行政文書公開請求書等のファクシミリ装置による提出）

第十四条 行政文書公開請求書、行政文書の公開に係る意見書又は行政文書公開手数料減免申請書（以下「行政文書公開請求書等」という。）は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して行政文書公開請求書等が提出されたときは、知事が受信した時に、当該行政文書公開請求書等が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

第十二号様式中「母印」の次に「に翻し、その全数又は一部が公開せらる行政文書」を加える。

附 則

1 この規則は、平成十六年十二月二十日から施行する。

2 改正前の第十二号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

## 告 示

香川県告示第八百三三号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
198	平成十六年十一月三十日	コミック誌	It's BOY'S LOVE! BOY'S ビブス 12月号増刊 (vol.2)	08178 - 12	株式会社・マガジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
199		"	ウオー・ウルフ・スペシャル マガジン・ウオー・ウルフ 11月号増刊 (vol.001)	08366 - 11	"	
200		"	COMIC びーた 11月号	13881 - 11	若生出版 (株)	
201		"	カルピ POWER 12月号	02591 - 12	"	
202		"	ドキッ! スペシャル 12月号	16611 - 12	徳竹書房	
203		"	愛の体験 Special テラツクス 12月号	11585 - 12	"	
204		"	男と女の快樂大会 一の巻	50722 - 16	実業之日 本社	
205		"	みこすり半劇場 巨乳ちゃん 12月号	08469 - 12	徳ぶんか 社	
206		雑誌	ZUBAI 12月号	15529 - 12	インフォ リスト(株)	
207		"	エルティーン Special キンダイ 12月号増刊 (vol.67)	02822 - 12	徳近代映 画社	
208	"	BURST 12月号 (vol.3)	17483 - 12	徳コアス マガジン		
209	"	マガジン・エルフイックス BE - BOY GOLD 12月号増刊 (vol.001)	07776 - 12	徳ビプロ ス		

210	"	増刊週刊実話 Z 11/26号	20326 - 11/26	徳日本シヤ ーナル出版
211	コミック誌	突撃! おいしい体験 MEN'S GOLD 12月号増刊 (vol.9)	18614 - 12	徳リイド 社
212	"	チ○パコエ 少女革命 12月号増刊 (vol.4)	14756 - 12	徳一水社
213	ガイド誌	同人魂 8	64174 - 12	三和出版 (株)
214	雑誌	HOW TO SEX 2004 遊びの達人シリーズ10	68449 - 12	ミリオン 出版(株)
215	コミック誌	絶対恋愛 Sweet 12月号	15557 - 12	徳笠倉出 版社
216	"	今だから話せる 微熱 SUPER テラツクス 12月号増刊 (vol.1)	07690 - 12	徳セブン 新社

香川県告示第八百四号

平成十二年香川県告示第五十八号(香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例)に規定する知事が別に定める施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月七日

香川県知事 眞 隆 武 昭

表中「 | 香川県立屋内水泳プール | 高松市浜ノ町五三番地二七

」を削ぐ、「 | 香川県立金鐘公園自由広場 | 観音寺市観音寺町甲四〇

二五番地 | 』を「 | 香川県立金鐘公園多目的広場(有明ク | 観音寺市有明町甲四

〇二五番地 | | 』とする。

香川県告示第八百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 田面入野山線（百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
	前	後			
東かがわ市水主一七五〇番一地从 東かがわ市水主一七五〇番三地从 まで	八・一	三三・〇	八・一 三三・〇	六六	現道通行不 能による迂 回路の設置
	三・〇	一四・五			

四 供用開始の期日 平成十六年十二月七日

公 告

香川県公告第五百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年一月二十六日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人和の会

石井 夕起子

善通寺市原田町七三四番地一

三 定款に記載された目的

この法人は高齢者並びにその他の人々に対して、援助する慈善事業を行い、社会福祉振興に寄与することを目的とする。

香川県公告第五百八十号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 模擬消火訓練システム 一式

二 調達方法 工事請負

三 契約方式 随意契約

四 契約日 平成十六年十月八日

五 契約者の氏名及び住所 川崎重工業株式会社関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目一番二九号

六 契約価格 九三、四五〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部

危機管理課総務・消防グループ 電話番号〇八七 八三一 三一八六

香川県公告第五百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市垂水町字高岸二五二五、二五二六、二五二七、二五五六 二及び同地先農道・水路

水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市郡家町三五二九 一

株式会社オークラハウス 代表取締役 香川和彦

香川県公告第五百八十二号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市垂水町字高岸二五二五、二五二六、二五二七、二五五六 二及び同地先農道・水路

水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長一〇八・七三メートル）

丸亀市垂水町字高岸二五二五の一部、二五二六の一部、二五二七の一部、二五五六

二の一部及び同地先農道・水路

2 排水施設

U型水路（寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長九・五〇メートル）

丸亀市垂水町字高岸二五二七地先水路

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長七七・二〇メートル）

丸亀市垂水町字高岸二五二五の一部、二五二六の一部、二五二七の一部及び同地先農道・水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市郡家町三五二九 一

株式会社オークラハウス 代表取締役 香川和彦

### 教育委員会規則

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月七日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十四号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則（平成十二年香川県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（行政文書公開請求書等のファクシミリ装置による提出）

第十条 行政文書公開請求書又は行政文書の公開に係る意見書（以下「行政文書公開請求書等」という。）は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して行政文書公開請求書等が提出されたときは、教育委員会が受信した時に、当該行政文書公開請求書等が教育委員会に提出されたものとみなす。

3 教育委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

附 則

この規則は、平成十六年十二月二十日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年十二月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部  
 政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県高松市第十二支部	三笠 輝彦	谷住 時夫	高松市一宮町一七二二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
佐藤義憲後援会	新延 正蔵	関 隆夫	三豊郡三野町大字吉津甲九七〇一

香川県選挙管理委員会告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体			
政治団体の名称	異動事項	新	旧
黒島あきら後援会	会計責任者の氏名	黒島 淳	松下 國雄

山内としお後援会

主たる事務所 丸亀市大手町三七 高松市番町五三〇  
 所の所在地 一四

香川県選挙管理委員会告示第百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	自由民主党香川県高松市第一支部
自由民主党香川県玉藻支部	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	諏訪博文後援会
21世紀を考える会	

香川県選挙管理委員会告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
諏訪 博文	高松市議会議員	諏訪博文後援会
山元 徹	衆議院議員	21世紀を考える会

平成十六年十二月七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています